

官報

号外 昭和三十八年五月二十八日

○第四十三回 衆議院會議録 第二十七号

昭和三十八年五月二十八日(火曜日)

議事日程 第二十五号

昭和三十八年五月二十八日

午後二時開議

- 第一 肥料審議会委員任命につき
国会法第三十九条但書の規定に
より議決を求めるの件
- 第二 米価審議会委員任命につき
国会法第三十九条但書の規定に
より議決を求めるの件

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 肥料審議会委員任命に
つき国会法第三十九条但書の規
定により議決を求めるの件
 - 日程第二 米価審議会委員任命に
つき国会法第三十九条但書の規
定により議決を求めるの件
- 悪質選挙違反に関する緊急質問
(八百板正君提出)
- 行政管理庁設置法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)
- 地方公営企業法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

旧令による共済組合等からの年金

受給者のための特別措置法等の
一部を改正する法律案(内閣提
出)

地方自治法第五十六條第六項の

規定に基づき、税務署の設置に
関し承認を求めるの件

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を
改正する法律案(内閣提出)

午後二時二十九分開議

○議長(清瀬一郎君) これより会議を
開きます。

日程第一 肥料審議会委員任命に
つき国会法第三十九条但書の規
定により議決を求めるの件

○議長(清瀬一郎君) 日程第一につき
おはかりいたします。

内閣から、肥料審議会委員に本院議
員尾鹿篤君、同首藤新八君、同白濱仁
吉君、参議院議員北村暢君、同河野謙
三君を任命するため、国会法第三十九
条但書の規定により本院の議決を得た
いと申し出があります。右申し出の
とおり決するに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よって、そのとおり決しまし
た。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よって、そのとおり決しまし
た。

日程第二 米価審議会委員任命に
つき国会法第三十九条但書の規
定により議決を求めるの件

○議長(清瀬一郎君) 次に、日程第二
につきおはかりいたします。

○議長(清瀬一郎君) 次に、日程第二
につきおはかりいたします。

内閣から、米価審議会委員に本院議
員淡谷修蔵君、同大野市郎君、同倉成
正君、同湯山勇君、参議院議員白井勇
君、同堀本宜実君を任命するため、
国会法第三十九条但書の規定により本
院の議決を得たいとの申し出がありま
す。右申し出のとおり決するに御異議
ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よって、そのとおり決しまし
た。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よって、そのとおり決しまし
た。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よって、そのとおり決しまし
た。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よって、そのとおり決しまし
た。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よって、そのとおり決しまし
た。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よって、そのとおり決しまし
た。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よって、そのとおり決しまし
た。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よって、そのとおり決しまし
た。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よって、そのとおり決しまし
た。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よって、そのとおり決しまし
た。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よって、そのとおり決しまし
た。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よって、そのとおり決しまし
た。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よって、そのとおり決しまし
た。

か、幾つかの選挙区で見られた悪質違

反、選挙ポスター証紙偽造行使などに
関連し、不正選挙一般につき、池田内
閣総理大臣ほか関係閣僚に質問をいた
すものであります。(拍手)

なお、私の質問は、単ににせ証紙や
選挙違反を刑事事件として取り上げる
のではありませんので、すなわち、あ
なたも言う日本の議会民主政治の確立
のためにこれを問題とし、これに取り
組む内閣の姿勢と心がまえをお尋ねい
たすものでありますから、したがって
、社会党を代表するとは申しました
も、問題とするところは、自民党、社
会党、宇野党の各派に共通する、議会
政治の基本をただすことに眼目を置か
んとするものであります。であります
から、先般、猪俣議員が子供の誘拐事件
について質問したとき、たまたまにせ
証紙の問題に触れましたが、そのとき
総理は、選挙違反については私は関係
ありませんと答弁されましたが、あれ
は検事のお尋ねと思つての答弁かとも
存せられまして、そうお答えになつて
もけっこうかと存じますが、私は、政
治の問題として、一國の総理大臣、あ
なた、特に人づくりを唱える、指導者
たるあなたに聞くのでありますから、
大いに関係があるということを、まず
お含みを願いたいと存じます。(拍手)

東京都知事選挙は、三月二十三日告
示、四月十七日投票で施行されました
が、候補者は締め切り日になつて橋本

七九九

勝なる人間も出て十三名となりまし
た。この人は阪本勝と一字違いの名
で、まぎらわす目的の立候補でし
たが、実は橋本勝なるものは、日本の国
籍にはない不明の人間で、その名の戸
籍は、すでに死亡により除籍されてい
ることがあとで判明いたしました。と
にかく、こうして十三名の立ち会い演
説会となり、一候補の割り当て時間は
わずか十分か九分に切り詰められまし
た。この選挙は、事実上東、阪本の争
いと見られておりましたので、わずか
十分では、といって、多くは失望し、あ
る者は憤慨いたしました。ところが、
この十分間の政見発表がまた、立つ
者、立つ者、阪本攻撃に集中し、自分
の当選を目的の立候補とは思われない
ものがありました。さらに阪本候補の
演説時間になりますと、きまって会場
内の大ぜいのサクラが騒ぎ立てて、演
説が聞けないように妨害をいたしまし
た。私もこの会場を調査に行きまし
て、現場を確認いたしました。そして
四月十日、社会党中央執行委員会の決
議により、成田書記長、島上副会対策
委員長と選挙対策委員長である私の三
人が東京都選挙並びに自民党本部に抗
議にまいりました。

ろでした、初めは口先だけのやじだつ
たが、このごろは直接の暴力になつて
きました」とわれわれの抗議を肯定、
さらにこの人の言うには、「これは金
を出す人があるからこんなことになる
ので、金を出すのは東龍太郎派だと
思ったので、実は私から東さんのほう
に、金を出さないでくださいと申し入
れました。ところが、私のほうでは関
係ありませんとの話なので、そこで警
察を入れようとしたら、立ち会い
に警官とは何ごとかとしかれるし、
もう私どもの手には負えません」との
回答でありました。私たちはこれを聞
いて、これはよくよくのことだと驚い
たのであります。

選挙文書のほうを見ますと、東派は
他の候補から多数の選挙用はがきを買
い取り、阪本候補を非難する文面を印
刷して、衆議院議員島上善五郎君まで
含めた広く一般の有権者あてに発送し
ておりました。

ポスターについては、にせ証紙を
張って何万と法外の数が使用され、そ
のポスターには、東龍太郎の大文字の
横に、東京都千代田区平河町二の七、
責任者大野伴陸と明記されておりました。
(拍手)にせ証紙はまた、今回の選
挙の自民、社会の対決の重点とされま
した福岡県でも、自民党知事候補鬼丸
勝之のポスターに同じように多数使用
されました。

以上があらましであります。

これらの事実は、いずれも単なる一
選挙の違反事件という性質のものでは
なく、わが国民民主政治の根本に触れ
るきわめて重大なできごとでありま
す。(拍手)国民は、こんなことが東京
だけでなく各地で行なわれ、今後も広
がっていったらどうなるだろうかと、
みな心から心配をしております。総理
はこれをどう考えるか。

池田総理は、東京は日本の顔だから
負けられないと言ひ、あるときは閣議
の席でも話が出た、党の命運かけた知
事選挙でありました。一月十八日、首
相官邸で開かれた自民党選挙対策委員
会では、特に本部長たる池田総理が提
案して、大野伴陸副総裁を東京都選挙
対策委員長とすることが決定されまし
た。この責任者となつた大野氏は、反
対候補を公然とののしり、「阪本な
どといういなかのサルめが出てきて東
京の知事がつとまるか、勝つためには
手段を選ばない」と公言いたしましたし
た。二月十五日の週刊朝日に書いてあ
ります。さきに述べましたように、こ
の選挙は、阪本候補たたきつぶしのた
めに集中して不法行為が行なわれまし
たが、これを、その指揮者たる大野伴
陸氏の言明とあわせて考えると、ま
さに言つたとおりの結果があらわれ、
作戦は筋書きどおりに運ばれたものと
思われるのであります。(拍手)

えらならば、それは主権者たる国民の
意思が、選挙を通して公正に政治にあ
らわれることであり、この代議政治の
基本にして最初の行事は、選挙そのも
のであります。この厳肅なる選挙の公
正が、このようにしてくずされるとい
たしますなら、もはや民主政治は名ばかり
のものとなつてしまふのでありま
す。

いま公正なる選挙運動の柱は何であ
るか。それは言論と文書の二つに帰す
る。言論の場を暴力をもって踏みにじ
り、文書の主たるはがきとポスターに
ついては、はがきを何万と法外に買い
取り、これを不正に使用し、ポスター
はにせ証紙を張って公然と使用する。
これが池田さんの言う日本の顔東京で
行なわれたのであります。(拍手)日本
の顔にはどうが塗られた。

まず、法務大臣、自治大臣、公安委
員長にそれぞれお尋ねする。

一、にせ証紙、はがき横流し、不正
立候補、買収の不正選挙について、た
だいまどこまで調べが進んでおるか。

一、にせ証紙の犯人、自民党本部組
織委員会事務主任松崎長作は、金を自
民党本部の経理から支出したと告白を
した旨の新聞報道もあるが、正規の金
はともかく、背後関係、裏金がなけれ
ば、こんなことは起こらない。これを
明らかにされたい。(拍手)

一、取り調べや捜査は、政治的圧力
を受け、または気がねして手かげんさ
れ、途中でやむやみに打ち切られるの
ではないかと国民は疑いの目をもって
見ている。ほんとうに徹底的に調べる
考えであるかどうか。

一、首相が福岡県で選挙の応援演説
をした内容に、造幣局をつくらせてや
るとか、利益誘導の投票依頼をしたが、
何ゆえ不問にしたか。首相が先に立っ
て銭、金、物の頭だけで選挙運動をす
ると、選挙が腐敗し、政治が腐敗す
る。

にせ証紙の問題を、にせ札と同じだ
と言ふ者がある。それは認識不足であ
ります。まず、にせ札をつくつた者をそ
の行使の状況から判断すると、薄暗が
りでこそこそと暮夜ひそかに一枚ずつ
使つておる。これは明らかに悪いこと
をしていふという犯罪意識がある。と
ころが一方、にせ証紙をつくつた側を
見ると、その行使の状況から判断し
て、そこには悪いことをしたとの犯罪
意識がない。悪いと思つていふのは、
見つかつたのが悪かつたと思つてい
だけである。(拍手)権力を背景にして、
その庇護のもとに何でも押し切れると
思つてやつておる。また、にせ札で利
益を得た者は肩身狭く世に隠れてお
る。ところが、にせ証紙の行使による
受益者は、公然と日本政治の前面に君
臨し、権力の座にすわつておる。(拍手)
さらにまた、にせ札をつくつた者は、
定収入のない失業者か世にすねた反
逆者かと思われる。ところが、にせ

証紙をつくられた例は、日本の政治を指導し、その秩序を守るべき責任ある大政党の本部員である。(拍手)本部組織委員会の事務主任であり、自民党本部に一案をかまえて実務に当たった選挙対策の作戦担当者である。自由民主党総裁、内閣総理大臣池田勇人その人の配下である。(拍手)あなたは総裁として、このにせ証紙の作者を指導することのできる主宰者である。やれといえ

ばやる、やるなどいえばやらない、そういう立場の者が現にこのにせ証紙をつくらせて使った。そして、その利益を現に受けた。あなたはこれでも関係がないと言われるか。(拍手)誘拐犯がもしかりにも捕えてみれば警察官だったとしたらどうなるか。警察は関係ないと言えるか。にせ札は資本主義経済の根本をくずす犯罪である。にせ札の犯人が、もしかりにも捕えてみれば紙幣の権威を守るべき大蔵省の者であったとしたら、大蔵大臣は責任をとらなくてはよろしいか。にせ証紙は、民主政治、代議政治を破壊する犯罪である。にせ証紙の犯人が池田総裁の使用人であっても、私は関係がありませんとあなたは申されるか。(拍手)

あなたは、昭和三十五年七月十四日、自民党の総裁に立候補、この選挙ではずいぶんばく大な金が使われたとのうわさが流れた。来年七月の総選挙は、衆議院の総選挙をあと先に控え、金が動きやすい時期に当たる。今

度ははりわさが出ないよう自衛を願いたい。これは社会党の願いでなくて、国民の願である。(拍手)

いま地方選挙を顧みて、金の使い方をみると、法定費用で選挙をしたと良心に誓って言明できるものが何人いるか。自民、社会を通じて疑わしい。法務大臣に伺いたい。法定費用を越して当選無効となった前例があるか。法定費用は守る法律なのか、くぐり抜ける法律なのか。総理に伺いたい。守るものなら、総理自身が率先垂範、これを守ってもらいたい。(拍手)まず、みずから総裁選挙で道義の範をたれ、みずからの衆議院の選挙でこれを実行する、その決意をこの場で、全国民に向かって宣言してもらいたい。(拍手)あなたが守るならば、みんなが守ると私は信ずる。政治家の人づくりは、まずここから出発しなければならぬのではないでしようか。おさなりの態度は、もはや許されなるときではないでしようか。

私の総理に対する質問点を具体的に要約すると、

第一、にせ証紙については、率直に国民にわびて、今後の所信を述べてもらいたいこと。いまだ総理の口から反省の声を聞かない。

第二、東龍太郎氏に対しては、法律上の選挙無効論とは別に、政治の姿勢を正すため、責任をとり、知事の職を

辞する。総裁からこれを勧告する。(拍手)この考えがあるかどうか。

第三、みずからの総裁選挙では、金使いを自衛する、みずからの衆議院選挙は、法定費用以内でやることこの場で言明し、範をたれると宣誓する決意があるか。(拍手)

最後に、一言つけ加えたいことがある。法定費用を守ること当然であります。従来国会の質疑を見ますと、その答弁は、質問者に対抗して答えるという態度から抜け切っていない。また、ときには、不明瞭に答えるいはわざと不親切に突っ放す答弁をして優越を誇るような、低俗なる悪趣味が横行しておる。だから、野党の攻撃も、ときには悪くなる。しかし、この相互の悪循環は、まず先に総理のほうから努力してもらって、国会審議の向上と体質改善をはかるべきものと思うのであります。(拍手)総理がやれば、みんなまねする。国会の論議は、問題の提起に対して一緒になって考え、ともにつとめて、そのよき方策を見出す、その態度が必要ではないでしようか。選挙の公正を論じ、その責任を明らかにすべき問題は、政党派派によつて、その理非曲直の判断に違いのあるものではないと存じます。

私に答える必要はない。国民に向かって、不正選挙の事実を直視し、将来どうあるべきかについてその所信を述べ、ともに戒め合うことは、議会政治を育て上げる野党の共同の義務と考えます。あなたと私を含めた、国会と政府の共通の義務であると私は考えます。政治の良心を期待し、じつと見詰めている国民のひとみに、私たちはともにこたえる義務があると私は考えるのであります。(拍手)

【国務大臣(池田勇人君) 答へいたします。】

私の政治に対します姿勢は、国民の意思を尊重する正しい民主政治の確立にあるのであります。したがって、この意味におきまして、政治道義の高揚、選挙の公正、そうして反民主的行動を排除し、真に民主的な議会の運営、刷新をはかることを目的としております。(拍手)

しこうして、その間におきまして、いろいろな不祥な事件が起こること、は、まことに遺憾なこととございませす。われわれは、常に民主政治の根本である選挙の公明を期するために、今回の統一地方選挙につきましても、できるだけの努力をいたしました。しかるのところ、松崎それがしなる者が、にせ証紙の疑いを受けまして、いま司法の厳正な調査を受けておることは聞いております。私は、あくまで関係当局の厳重、適正な調査によりまして、結論が出ることを待つておるのであります。

す。何もわが党の者が非違を犯したことを、私は逃げるものではないと存じます。非違は非違として十分追及し、これに政治的の圧力が加わることは、もつてのほかかと考えて、司直の調査にまかしておるわけと存じます。(拍手)

なお、東知事につきましては、辞職勧告というところでございしますが、およそ選挙は有効に行なわれたと思ひます。選挙が無効であるかどうかは、行政機関が判断すべきでございませせん。選挙管理委員会の裁決、あるいは裁判所の判決によって決定すべきものであつて、行政機関がこれにとやこう言うべき筋合いのものではございませせん。ことに、地方自治の本質から申しまして、内閣総理大臣が、選挙によって当選された知事に辞職勧告をするということは、自治の本質を侵すものと私は考えるのであります。(拍手)

なお、御質問の第三点の選挙の公正でございませす。私は、総裁選挙のときにも、また衆議院選挙のときにも、私自身としては、どこから見られても恥ずかしくない選挙をいたしておることを、ここにはつきり申し上げておくのであります。(拍手)

なお、福岡における記者会見につきまして、いろいろ御質問があつたようございませす。が、産炭地振興につきましては、私は、現在の政治の一つの大きい課題であるのでございませすか

八〇一

昭和三十一年五月二十八日 衆議院會議録第二十七号 懸賞選挙違反に關する八百板正君の緊急質問 行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

ら、総理大臣として記者会見において、産炭地振興の方策を申すことは、選挙の利益誘導では断じてないと確信いたしておるのであります。(拍手)

他の点につきましては、関係大臣よりお答えいたします。(拍手)

○國務大臣(藤田弘作君) 今回の地方選挙につきまして、ただいま総理からも申しましたように、公明運動のため多額の国費を費やし、また、警察方面におきましても、嚴重なる取り締まりをやったわけでありまして、それに

もかかわらず、多くの選挙違反がで、東京都におきましては、ただいま御質問のような、われわれの想像できない事件が起こったといふことは、まことに当局として遺憾でございます。これまで容疑者十七名を逮捕し、うち五名がすでに起訴されております。

現在まで判明いたしましたところによりまして、松崎長作、三沢美照等が中心となりまして、東候補の選挙運動用ポスターに貼付するにせ証紙を一万六千枚偽造したことが判明いたしております。また、選挙用はがきにつきましては、約十一万枚を肥後字外二名から譲渡を受けたということが判明し、この二名はすでに逮捕されております。さらに、松崎の肥後に対する買収容疑も、すでに送致済みでございます。

以上が、にせ証紙に対する警察関係であります。現在まだ取り調べ続行中でございますから、これ以上のことは申し上げるわけにはまいりません。それから、調査の途中において、何かという御心配があるようでございますが、先般の閣議におきましても、総理大臣から発言がございまして、選挙違反は徹底的に追及して、いやくも国民の疑惑を晴らすように嚴重にやれという指示がございまして、御承知のとおり、その後、警察当局に対して、私から嚴重な指示をいたしております。

池田総理が、選挙の応援演説に参りまして、浩幣局の問題について話されたことは、利害誘導ではないかというお尋ねでございますが、総理大臣が、少なくとも産炭地振興といふものを政府の方策としたしまして、それに対する所見を選挙区において、大衆の前において堂々と述べるといふことは、利益誘導ではなくして、政策の発表であります。したがって、そういうことは利益誘導にはならないといふことを確信いたしております。(拍手)

○國務大臣(中垣國男君) お答えいたします。 今回の、統一地方選挙の重要性にかんがみまして、その公明化が強く要請されてきたにもかかわらず、御指摘のような違反が生じたことは、まことに遺憾にたえません。ただいまお尋

ねの、これらの事件につきまして、現在まで報告を受けて、私が承知しておる事実は、次のとおりであります。 まず証紙の偽造事件は、東京都知事選挙関係で東龍太郎候補派の選挙運動用ポスターに貼付すべき証紙約一万六千枚が偽造され、その一部が都内各所の掲示に使用された事件、及び福岡県知事選挙関係で丸丸勝之候補派の選挙運動用ポスターに貼付すべき証紙約二万五千枚が偽造され、その一部が県内各所の掲示に使用された事件に分かれています。

このほか、東京都渋谷区より都議選に立候補した粕谷茂派の選挙運動に關しまして、同様証紙の偽造、不正使用があつたとして、去る五月十七日、社会党より東京地検に告発されております。

次に、選挙運動用通常はがきの不正譲渡の事件であります。東京都知事選に立候補して、被選挙権がなく、却下された肥後字及び同選挙立候補者高田がん等が、前述の三沢を介しまして、松崎にそれぞれ五万五千枚の選挙運動用通常はがきを譲渡いたしております。これが頒布されたこと、及び同選挙立候補者中、中山勝が五万五千枚のはがきを肥後に譲渡し、肥後がこれを選挙に返還したという事犯であります。

このほか、東京都知事選で、他人の本籍、氏名等を詐称いたしまして、候補者橋本勝が、詐欺投票を犯した事件について、去る五月十六日、公判の酌求済みであります。

これらの事犯につきましては、他の選挙事犯と同様、その嚴重な捜査を進めておるのであります。速からず真相が判明するものと思ひます。

なお、証紙の偽造事件の資金が、自民党本部より支出されているのではないかとのお尋ねであります。本件は現在捜査中の事件であります。私いたしましては、さらに檢察庁を督促いたしまして、嚴正公平な立場から、すみやかに適正な処理を行なわせる所存であります。

最後に、選挙費用超過で現在まで失格した者があるかとお尋ねであります。報告を受けている範囲では、お尋ねのような事例が、最近起訴もしくは裁判に付されておるといふ問題はないうであります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 緊急質問並びにこれに対する答弁は終わりました。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出) ○草野一郎平君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、内閣提出、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 草野一郎平君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。

昭和三十一年三月十一日 内閣総理大臣 池田 勇人 行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第四号の次に次の一号を加える。

四の二 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人の新設及び目的の変更に關する審査を行ふこと。

第三條第三項中「第四号」を「第四号の二」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

理由

行政の合理的かつ能率的な運営を図るため、行政管理庁において、公社、公団、事業団、公庫等の新設等に関する審査を行なうこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長永山忠則君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔永山忠則君登壇〕

○永山忠則君 たいだいま議題となりました行政管理庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

近時、国家的目的を達成するため、特定の業務を営む公社、公団、公庫、事業団等の特殊法人が多数設置される傾向にあるのでございますが、これらの業務を合理的かつ能率的に遂行するためには、行政機関をして行なわしめるべきか、あるいはこれら特殊法人をして行なわしめるべきか等、なお十分検討する必要が認められますので、行政管理庁において今後このような公社、公団、公庫、事業団その他これらに類する特殊法人の新設及び目的の変更

についての審査を行なうこととするのが、本法案の趣旨でございます。

本案は、三月十一日本委員会に付託されました、翌十二日政府より提案理由の説明を聴取、慎重審議の後、本日、質疑を終了いたしましたところ、内閣委員外八名より、新設及び目的変更のほか当該法律の定める制度の改正、廃止をも行政管理庁の審査対象とする旨の自民、社会、民社、三党共同提案にかかる修正案が提出され、内閣委員より趣旨説明がなされた後、討論もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって本案は修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対しまして、内閣委員より、自民、社会、民社三党共同の附帯決議案が提出され、これまた全会一致の議決を見たのであります。

次に、これを朗読いたします。公社、公団、公庫、事業団等いわゆる特殊法人における役員の人選は、固より公正にして適材適所主義たるべきこと勿論であるが、近年の状況を見るに、関係官庁に在職した高級公務員がこれらの役員に就く傾向が著しく、かくては国民の疑惑を招く虞なしとしない。政府は、右の事情にかんがみ、これが指導監督に万遺憾なきを期するより要望する。右決議する。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員 倉修正)

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第四号の二の改正規定中「及び目的の変更」を、「目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止」に改める。

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正でありました。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○草野一郎平君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、内閣提出、地方公営企業法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(原健三郎君) 草野一郎平君の動議に御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

地方公営企業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

地方公営企業法の一部を改正する法律案

右

内閣に提出する。

昭和三十三年三月十四日

内閣総理大臣 池田 勇人

地方公営企業法の一部を改正する法律

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項に定める場合を除くほか、財務規定等の一部(財務規定等のうち第十七条の二以外の規定をいう。以下同じ)は、地方公共団体の経営する企業のうち政令で定める事業で、常時雇用される職員

員の数が百人以上のものに適用する。第八条第一項第四号中「及び証書類」を削る。第十三条の次に次の一条を加える。

(事務の委任)

第十三条の二 管理者は、その権限に属する事務の一部を、当該地方公共団体の経営する他の地方公営企業の管理者に委任することができる。この場合においては、あらかじめ、当該地方公共団体の長の同意を得なければならない。

第十八条を削り、第十七条の二を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(長期貸付け)

第十八条の二 地方公共団体は、予算の定めるところにより、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に長期の貸付けをすることが出来る。

2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定により長期の貸付けを受けた場合においては、当該貸付けに係る金額に相当する金額を、翌事業年度以降において、予算の定めるところにより、一般会計又は当該他の特別会計に償還しなければならない。第十七条中「特別会計を設けて行い、その経費は、当該事業の経営に

昭和三十八年五月二十八日 衆議院會議録第二十七号 地方公営企業法の一部を改正する法律案

伴う収入をもつて充てなければならぬ」と特別会計を設けて行なうものとす」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(独立採算)

第十七条の二 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

2 地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合においては、予算の定めるところにより、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。

第二十八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、現金取扱員は、置かないことができる。

第三十条中第二項を削り、第三項を第五項とし、第一項の次に次の三項を加える。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後三月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

4 地方公共団体の長は、前項の規定により決算を議会の認定に付するにあつては、第二項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類をあわせて提出しなければならない。

第三十四条の二見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条本文中「又は第三項」を「から第四項まで」に、「財務規定等」を「財務規定等又は財務規定等の一部」に改める。

第三十九条の三第三項中「又は第三項」を「から第四項まで」に、「財務規定等」を「財務規定等又は財務規定等の一部」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律の規定中第十三条の次に一条を加える改正規定及び第二十八条の改正規定並びに附則第二項の規定は公布の日から、その他の規定は昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、この法律による改正後の第十七条から第十八条の二まで及び第三十条第二項から第五項までの規定は、昭和三十一年度の事業年度の予算及び決算から適用する。

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方財政法の一部改正)

3 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「政令で定める公営企業」を「公営企業(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二条第一項及び第二項に規定する事業並びに同条第三項の規定に基づき政令で定める事業を除く。)」で政令で定めるものに改め、同条第二項中「地方公共団体が行う事業」の下に「(地方公営企業法第二条第一項及び第二項に規定する事業並びに同条第三項の規定により同法の規定の一部が適用される企業を除く。)」を加える。

4 地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「第三項」を「第四項」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

5 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

理由
独立採算に関する規定以外の地方公営企業の財務規定を適用しなければならぬ事業を定めるとともに、地方公営企業の特別会計と一般会計との関係を明らかにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長永田充一君。

報告書は會議録追録に掲載

永田充一君登壇

永田充一君 ただいま議題となりました地方公営企業法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、地方公営企業の健全な発展を期するため、準公営企業についてもその財政状態を明確にさせる方途を講ずるとともに、公営企業の能率的運営を確保しようとするものであります。その要旨は、第一に病院、市場等いわゆる準公営企業で、常時雇用する職員の数が百人以上のものについて地方公営企業法の規定のうち独立採算以外の財務の規定を適用すること、第二

方公営企業の管理者間に事務の委任を認めること、第三に、他の会計からの繰り入れ金をその性格により補助金と長期貸し付け金に区分し、会計の明確化をはかることであります。

本案は、三月十四日当委員会に付託され、同日篠田自治大臣より提案理由の説明を聴取し、以来、熱心に審議を続けてまいりましたが、その詳細は會議録に譲りたいと思ひます。

かくて、五月二十八日、質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決を行ないたしましたところ、賛成多数をもって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対して、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の共同により、地方公共団体に必要に応じて地方公営企業の経営の基本方針等を審議する機関を置くこと、及び地方公営企業に必要な財政援助を行なうことを内容とする附帯決議案が提出されましたが、全会一致をもって可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

副議長(原健三郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であり、賛成多数をもって可決いたします。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

賛成者起立

○副議長(原健三郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に
関し承認を求めめるの件

○草野一郎平君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、内閣提出、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めめるの件、右兩件を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(原健三郎君) 草野一郎平君の動議に御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めめるの件、右兩件を一括して議題といたします。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十八年二月二十三日

内閣総理大臣 池田 勇人

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第一条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七条の二」を「第七条の三」に、「第十六条」を「第十六条の二」に改める。

第七条中「前条、」を「前条の規定又はは」に、「第二条又は」を「第二条若しくは」に改め、「第一条若しくは」は「第二条の規定」の下に「(以下第七条の三第四項において「各年金額改定法の規定」と総称する。)」を加える。

第二章第七条の二の次に次の一条を加える。

第七条の三 連合会は、旧海軍共済組合の組合員(旧共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相当する給付(以下第三項において「長期給付」といふ。))に關する規定の適用を受けていた者に限る。以下

この項及び次項において同じ。)
で、昭和十六年十二月八日から昭和二十年三月三十一日までの間に戦時災害により職務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したものの遺族に対しては、昭和三十八年十月分以後、旧海軍共済組合の組合員で

昭和二十年四月一日以後職務上の傷病により死亡したものの遺族に対して第三条の規定により支給する年金の例により、当該年金に相当する年金を支給する。

2 連合会は、旧海軍共済組合の組合員であつた者のうち、昭和十六年十二月八日から昭和二十年三月三十一日までの間に公傷病年金の支給を受けて

いたもので、その職務上の傷病によらないで同日までに死亡したものの遺族に対しては、昭和三十八年十月分以後、旧海軍共済組合の組合員であつた者で昭和二十年四月一日以後公傷病年金の支給を受けることとなつた後その支給の事由となつた職務上の傷病によらないで死亡したものの遺族に対して第三条の規定により支給する年金の支給の例により、当該年金に相当する年金を支給する。

3 連合会は、旧海軍共済組合の組合員のうち、長期給付に關する規定の適用を受けなかつた者(恩給法大正十二年法律第四十八号)の適用を受けていた者を除く。で、昭和十六年十二月八日から昭和二十年八月十五日までの間に戦時災害により職務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより廢疾となり、若しくは死亡し、又は廢疾となつた後その職務上の傷病によらないで死亡したものが、旧海軍共済組合の長期給付に關する規定の適用を受けていたものとするは第三条又は前二項の規定により年金の支給を受けるべきこととなるときは、昭和三十八年十月分以

後、その者又はその遺族に対して、第三条又は前二項の規定により支給する年金の支給の例により、当該年金に相当する年金を支給する。

4 前三項の規定による年金の額は、これらの年金を支給すべき事由の生じた月のその者の俸給につき、第六條第一項第二号及び各年金額改定法の規定を適用して得た仮定俸給を俸給とみなし、同条第三項及び各年金額改定法の規定により算定した額とする。

5 前条第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による年金の支給について準用する。

第八条第二号中「第七条の二」を「前二条」に改める。

第十七条第一項中「並びに第七条の二の規定により年金及び一時金を」を「第七条の二の規定により年金及び一時金を支給すべきこととなつた後並びに第七条の三の規定により年金に」に、「若しくは」は「若しくは」を「若しくは」に改める。

第十九條第一項中「引き続き」を削る。

第二十条中「及び」を「及び」に改める。

第七條の二及び第七條の三に改める。

昭和三十八年五月二十八日 衆議院會議録第二十七号 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案外一件

入〇五

昭和三十三年五月二十八日 衆議院會議録第二十七号 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案外一件

(昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第二条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和三十一年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第五項を削る。
第二条第三項中「第五項並びに」を削る。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改正に関する法律の一部改正)

第三条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改正に関する法律(昭和三十三年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。
第一条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第一条の二第二項中「及び第三項」を削る。

第二条第二項後段を削り、同条第七項中「第四項及び第五項」を「第三項及び第四項」に、「第三項及び第五項」を「及び第四項」に改め、「同条第三項の規定は第三

項第二号若しくは第三号又は第五項の規定による年金額の改定の場合同じについて」を削り、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。
第三条第四項中「第五項まで」を「第四項まで」に、「第二項、第四項及び第五項」を「第二項から第四項まで」に、「同条第二項、第三項及び第五項」を「同条第二項及び第四項」に改め、「並びに同条第七項中同条第三項及び第五項に係る部分」を削り、「第一条第五項」を「第一条第四項」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)
第四条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。
第七条第一項第一号イ中「第四十三条」を「第四十四条」に改め、「適用を受ける者」の下に「(新法又はこの法律の規定による年金たる給付を同条に規定する年金たる恩給とみなしたならば同条の規定の適用を受けることとなるべき者を含む。)」を加え、同号ニ中「第四十二條第一項第三号」の下に「(第四十三條において準用する場合を含む。)」を加える。

第九条第三号中「第四十二條第一項」の下に「又は第四十三條第一項」を、「外国政府職員」の下に「又

は外国特殊法人職員」を、「外国政府」の下に「又は法人」を加える。
第十五条第三項中「恩給法」とあるのは、「二十一万円」とあるのは「九万五千円」と、「五十五万円」とあるのは「五十万円」と、「恩給法」とあるのは「に改め、同条第四項中「課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額」を削る。
第五十一条の二第四項第二号中「第四十二條第一項」の下に「又は第四十三條第一項」を、「外国政府職員」の下に「又は外国特殊法人職員」を、「外国政府」の下に「又は法人」を加え、同条第五項中「地方の職員等であつた長期組合員」の下に「(政令で定める者を除く。)」を加える。

別表の備考第六号を削る。
(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)
第五条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。
附則第十六条第二項中「一年以内」を「二年以内」に改める。

附則
第一条 この法律は、昭和三十三年十月一日から施行する。ただし、第一条中旧令による共済組合等か

らの年金受給者のための特別措置法第十七条の改正規定、第四条中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十五条第三項及び第四項並びに第五十一条の二第五項の改正規定、第五條、附則第四條第四項、附則第五條並びに附則第六條の規定は、公布の日から施行する。
(戦傷病者戦没者遺族等援護法との調整)

第二条 この法律の施行の際、現に戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)以下この項において「遺族援護法」という。第二十三條第二項の規定により遺族給付金を受ける権利を有する者で、他に同一の事由により第一条の規定による改正後の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(以下「改正後の特別措置法」という)第七條の三の規定による年金を受ける権利を有する者があるに至つたものに支給する遺族給付金については、遺族援護法第三十二條の二の規定にかかわらず、当該年金を受けることができる者があつたことを理由とする支給の停止は、行なわれない。

2 前項の場合においては、改正後の特別措置法第七條の三の規定による年金を受ける権利を有する者

に昭和三十三年十月一日以後支給すべき当該年金の額は、同条の規定にかかわらず、前項に規定する遺族給付金を受ける権利を有する者に当該遺族給付金が支給される期間、同条の規定による年金の額から当該遺族給付金の額に相当する額(当該年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、その額をその者の数で除して得た額)を控除した額とする。

(昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の改正に伴う経過措置)
第三条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律により年金額を改定された退職年金又は遺族年金の改定年金額と従前の年金額との差額の支給の停止については、昭和三十三年九月分までは、第二条の規定による改正前の同法第一条第五項又は第二条第三項の規定の例による。

2 前項の規定は、第三条の規定による旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関

する法律の改正に伴う経過措置について準用する。
(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正に伴う経過措置)

第四条 更新組合員(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「施行法」という。))第二十条第一項第七号に規定する者(以下同じ。))及び再就職者(同法第四十一条第一項各号に掲げる者をいう。以下同じ。))が昭和三十八年九月三十日以前に退職し、又は死亡した場合において、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。以下「法」という。))第三十八条に規定する組合員期間の計算につき第四条の規定による改正後の施行法(以下「改正後の施行法」という。))第七号、第九号第三号又は第五十一条の二第四項第二号の規定を適用するとし、ならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、改正後の施行法の規定により、昭和三十八年十月分以後、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給する。

2 前項の場合において、同項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき一時恩

給の支給を受け、又は施行法第二

条第一項第二号の二に規定する旧法等、第四条の規定による改正前の施行法(以下「改正前の施行法」という。))若しくは法の規定による退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金(これらに相当する給付を含む。))の支給を受けた者(法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。))であるときは、当該退職年金又は遺族年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該一時恩給又はこれらの一時金の額(法第八十条第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額(以下この項において「支給額等」という。))の一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。))の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。

3 昭和三十八年九月三十日において現に更新組合員又は再就職者につき法又は改正前の施行法の規定により支給されている退職年金、減

額退職年金、廃疾年金又は遺族年

金で組合員期間の計算につき改正後の施行法第七号の規定を適用するとし、ならばこれらの年金の額が増加することとなるものについては、同年十月分以後、これらの規定を適用してその額を改定する。
4 改正後の施行法第五十一条の二第五項の規定は、昭和三十七年十二月一日からこの法律の公布の日前までの間に退職し、又は死亡した更新組合員又は再就職者についても適用する。
5 昭和三十八年九月三十日において現に改正前の施行法別表の備考第六号の規定による金額の加給をされた公務員による廃疾年金(施行法第二十条第一項第三号に規定する公務員による廃疾年金をいう。))の支給を受けている者については、同年十月分以後、その額を改正後の施行法第二十四条及び同法別表の備考の規定による年金額に改定する。
5 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三条中「附則第十九条の下に、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律

(昭和三十六年法律第百五十二号)附則第十六条第二項」を加える。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正)
第六条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。
附則第三条に次の一号を加える。
四 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第 号)附則第二十条第一項の規定の適用を受ける者
(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の適用)
第七条 昭和十二年七月七日以後に死亡した者(同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。))の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))であつたことにより改正後の特別措置法第七号の三第一項の規定により支給される年金(同条第三項の規定により同条第一項の規定の例により支給される年金を含む。))を受ける権利を有するに至つた者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第 号)の適用につ

いては、同法第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和三十八年四月一日前である場合に限る。

理由

恩給法の改正に伴い、旧令による共済組合等に係る年金につき所要の改正を行なうとともに、旧海軍共済組合の戦時災害による給付について存した不均衡を是正する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方自治法第百五十六号第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めめるの件

右
国会に提出する。

昭和三十八年五月十三日

内閣総理大臣 池田 勇人

地方自治法第百五十六号第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めめるの件

大阪国税局に港税務署を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第百五十六号第六項の規定に基づき、国会の承認を求めめる。

別紙

新設する税務署

所轄国税局	都道府県名	税務署名	位	置	管轄区域
大阪	大阪	港	大阪市港区	港区	大正区

理由

最近における大阪国税局西税務署管内の納税者及び課税物件の大幅な増加等による事務の増大に対処し、納税者の利便と税務行政の適正な運営を図るため、西税務署の管轄区域を分割して、港税務署を設置する必要があるからである。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長白井莊一君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔白井莊一君登壇〕

○白井莊一君 たいいま議題となりました法律案及び承認案件について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案のおもな内容を申し上げますと、まず、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正し、六十歳未満である年

の一部分を改正し、第一に、旧海軍共済組合の組合員で、長期給付に関する規定の適用を受けていた者が、昭和十六年十二月八日から昭和二十年三月三十一日までの間に、戦時災害により死亡した場合は、遺族に殉職年金または障害遺族年金を支給することとしたしております。第二に、旧海軍共済組合の組合員で恩給法または長期給付に関する規定の適用を受けていなかった者が、昭和十六年十二月八日から昭和二十年八月十五日までの間に、戦時災害により傷病にかかった場合は、その者に障害年金を支給するとともに、その者が死亡した場合は、遺族に殉職年金または障害遺族年金を支給することとしたしております。

次に、別途今国会に提出されました恩給法等の一部を改正する法律案による改正措置に準じまして、第一に、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律、及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正し、六十歳未満である年

金受給者について行なわれております年金改定差額の支給停止を廃止することとしたしております。第二に、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を改正し、旧満鉄等外国特殊法人の職員期間を外国政府の職員期間と同様に組合員期間へ通算するとともに、公務上の傷病による廃疾年金の最低保障額に付加される扶養加給につきまして、組合員の退職後に出生した子女の加給額を、退職当時の子女と同額の四千八百円に引き上げることとしたしております。

本案は、審議の結果、本二十八日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決となりました。

なお、本案に対しましては、全会一致をもって、附帯決議を付すべきものと決しました。附帯決議の内容は、

一、本法適用者と新法施行後の退職者との間に支給原因発生時期により共済年金間の均衡が失われている実情にあるので、今後検討の上速かに是正の措置を講ずべきである。

一、今日経済・物価情勢及び国民所得水準等の変化に伴い、現職職員給与水準ないし国民所得水準と年金受給者の年金額との間に大きな不均衡を生じているに堪がみ、年金額の実質価値を保全し得

るより適切な方策を講ずべきである。

次いで、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めの件について申し上げます。

本件は、大阪国税局管内に新たに港税務署を設置するため、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものであります。

すなわち、現在の大阪国税局西税務署管内は、最近都市計画事業の進捗等に伴い、納税者及び課税物件が大幅に増加してまいっておりますとともに、その管轄区域も比較的広範にわたっており、納税者の利便と税務行政の適正な運営をはかるために、今回西税務署の管轄区域を分割して、新たに港税務署を設置しようとするものであります。

本件は、審議の結果、本二十八日、質疑を終了し、直ちに採決を行ないましたところ、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと議決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) これより採決に入ります。

まず、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めの件につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○草野一郎平君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、内閣提出、石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(原健三郎君) 草野一郎平君の動議に御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十八年二月六日

内閣総理大臣 池田 勇人

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱山保安臨時措置法(昭和三十六年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「二年」を「三年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

保安を確保することが困難な石炭鉱山における鉱業の廃止を円滑に行なわせるための措置を講ずる等の必要がなお存続している実情にかんがみ、石炭鉱山保安臨時措置法の有効期間を一年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長長の報告を求めます。石炭対策特別委員長上林山榮吉君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔上林山榮吉君登壇〕

○上林山榮吉君 たいだいま議題となりました石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案について、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

石炭鉱山保安臨時措置法は、石炭鉱山における保安設備の整備促進をはかるとともに、保安確保の困難なため廃山する石炭鉱山に対し、その廃止を円滑に行なわせるための措置として、去る昭和三十六年十二月二十五日、二年間の時限法として施行され、相当の効果をあげてきたのでありますが、その必要性はいまなお存続しているのであります。本案は、かような実情にかんがみ石炭鉱山保安臨時措置法の有効期間を一年延長し、昭和三十九年十二月二十四日までとするものであります。

本案は、去る二月十四日本委員会に付託され、五月十四日福田通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、同月二十四日質疑を終了し、本日の委員会において採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、石炭鉱山整理交付金の交付事務を可及的すみやかに行なうよう措置し、もって労働者の保護等につき十分配慮すべき旨の附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。午後三時十九分散会

出席国務大臣

- 内閣総理大臣 池田 勇人君
法務大臣 中垣 國男君
通商産業大臣 福田 一君
自治大臣 篠田 弘作君
国務大臣 川島正次郎君
出席政府委員
内閣法制局長官 林 修三君
内閣法制局第一部 山内 一夫君

大蔵政務次官 原田 憲君
農林政務次官 津島 文治君
○朗読を省略した議長長の報告
(法律公布案及び通知)
一、去る二十四日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。計量法施行法の一部を改正する法律
砂防法の一部を改正する法律
(理事補欠選任)
一、去る二十四日、商工委員会において、次の通り理事を補欠選任した。理事 田中 榮一君 (理事岡本茂君去る二十四日理事辞任につきその補欠)
(常任委員辞任)
一、去る二十四日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。内閣委員
堂森 芳夫君 永井勝次郎君
西村 関一君 勝岡田清一君
榎崎弥之助君 帆足 計君
外務委員
勝岡田清一君 帆足 計君
堂森 芳夫君 西村 関一君
文教委員
柳田 秀一君 野原 覺君
湯山 勇君
農林水産委員
榎崎弥之助君 永井勝次郎君
商工委員
久保田藤磨君

議院運営委員
佐々木良作君 内海 清君
(常任委員補欠選任)
一、去る二十四日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。内閣委員
勝岡田清一君 榎崎弥之助君
帆足 計君 堂森 芳夫君
永井勝次郎君 西村 関一君
外務委員
堂森 芳夫君 西村 関一君
勝岡田清一君 帆足 計君
文教委員
野原 覺君 湯山 勇君
柳田 秀一君
農林水産委員
榎崎弥之助君 永井勝次郎君
商工委員
金子 一平君
議院運営委員
内海 清君 佐々木良作君
(議案提出)
一、昨二十七日、議員から提出した議案は次の通りである。
地方公営企業法の一部を改正する法律案(太田一夫君外六名提出)
一、昨二十七日、内閣から提出した議案は次の通りである。
金属鉱業等安定臨時措置法案
河川法案
地方自治法等の一部を改正する法律案

昭和三十八年五月二十八日 衆議院会議録第二十七号 石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長長の報告

